

役員候補者選考委員会規程

(目的)

第1条

この規程は、定款の施行についての細則第8条の規定に基づき、役員候補者選考委員会（以下、「委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条

委員会は、定款細則第7条第5項の規定に基づき、以下に記載する業務を行う。

- 1 学識経験者理事候補者の選出
- 2 補欠学識経験者理事候補者の選出
- 3 監事候補者の選出
- 4 補欠監事候補者の選出
- 5 その他役員の選考に関する事項

(委員)

第3条

- 1 委員会の委員（以下、「選考委員」という。）は、以下のとおりとする。
 - 1 会長
 - 2 副会長1名
 - 3 専務理事
 - 4 ブロック理事1名
 - 5 監事1名
- 2 第1項で規定する副会長・ブロック理事・監事の中から選出される選考委員は、それぞれ、理事会の決議により選出するものとする。
- 3 選考委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 選考委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 選考委員名は、原則として非公開とする。ただし、理事会において特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(選考委員長及び選考副委員長)

第4条

- 1 委員会の選考委員長（以下、「委員長」という。）には会長が、選考副委員長（以下、「副委員長」という。）には、副会長が、それぞれ就任するものとする。
- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により他の選考委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条

- 1 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が隨時招集する。
- 2 委員長は、会議を招集しようとするときは、選考委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した選考委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 5 委員長は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって選考委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各選考委員に報告しなければならない。
- 6 選考委員は、自己が申請者又は協力者である場合その他特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 7 委員会は、原則として、非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(役員候補者の選出及び報告)

第6条

委員長は、当協会が予め指定する日までに、第2条に規定する各候補者を選出し、理事会及び社員総会に報告する。

(議事録)

第7条

委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(選考委員の責務)

第8条

選考委員は、候補者の選考を公正に行い、選考の過程及び内容並びに選考委員の職務上知り得た秘密については、選考決定前及び選考結果発表後とも、他に漏らしてはならない。

(改 廃)

第9条

この規程の改廃は、委員長が起案し、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年10月11日から施行する。

この規程は、令和5年3月6日から改正施行する。

(*2022年度第8回理事会承認)